

# 「第4波」非常事態宣言

## ～変異株の脅威から皆様を守るために～

令和3年4月23日決定  
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

### I 本県の変異株陽性率は「62%」、1週間で倍増。

全国的に、新型コロナ「第4波」が今までの波をはるかに上回るスピードで急拡大していますが、その最大の要因が「変異株」です。「変異株」は、感染力が極めて高く、重症化する可能性も高いことが指摘されています。

関西圏では、病床がひっ迫し、入院できない方々が急増しています。大阪府では8,000人を超える方々が、自宅療養を余儀なくされています。4月半ばまで「自宅療養者ゼロ」であった兵庫県でも、この2週間で一気に1,000人を超える方々が自宅療養となっています。また、病床がほぼ満床となり、軽症中等症病床で重症者の治療が行われ、さらには、一般診療も制限されるなど、まさに「緊急事態」です。[資料1、2](#)

これらは、急速に「変異株」への置き換えが進んだ結果であり、大阪府及び兵庫県では、今や新規感染者の8割が「変異株」となっています。

ひるがえって、本県の「変異株陽性率（変異株スクリーニング検査実施数に占める変異株の割合）」は、3月末から4月初めにかけては、2～3割だったものの、その後1週間で「62%」へと倍増しました。これは東京都の28%、愛知県の54%を上回り、2週間前の大阪府と同水準です。[資料3](#)

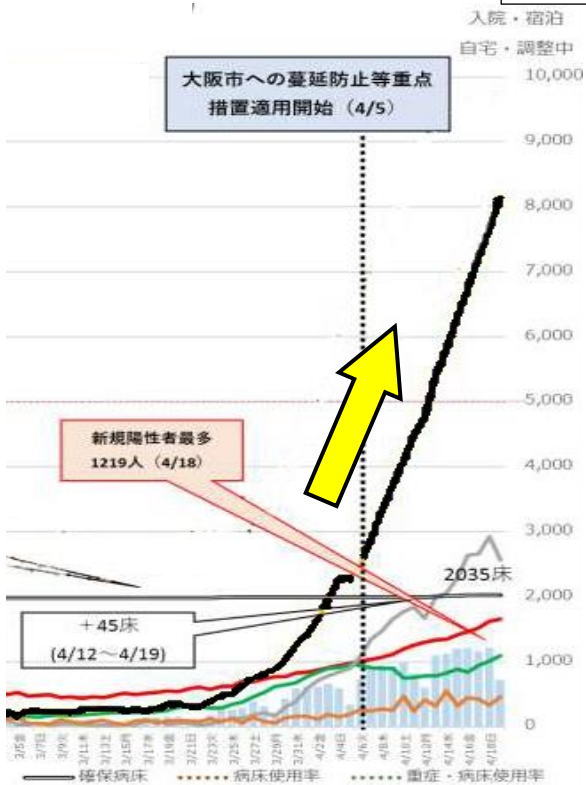
本県の新規感染者数は、3月中旬を底にじわじわと増加傾向にあり、病床使用率は、既に国基準でいう「ステージⅢ」に達しております。このところの急激な変異株陽性率の上昇からみて、関西圏のような「感染の急拡大」とこれに伴う「病床のひっ迫」が現実味を帯びています。

このように、現在の状況は、今後、「感染の急拡大」となるか、踏みとどまるか、その瀬戸際に立っています。[資料4、5](#)

# <大阪と兵庫の急拡大の図>

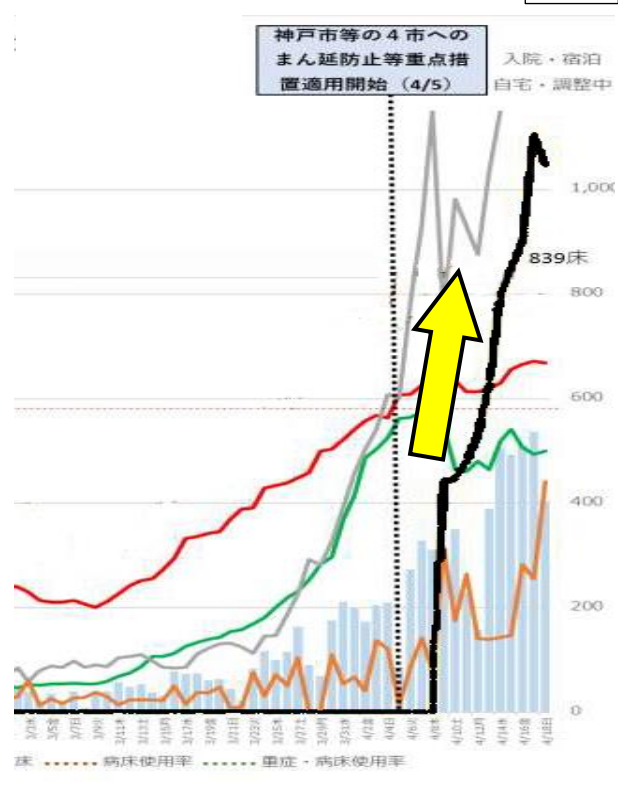
## 【大阪府】

資料1



## 【兵庫県】

資料2

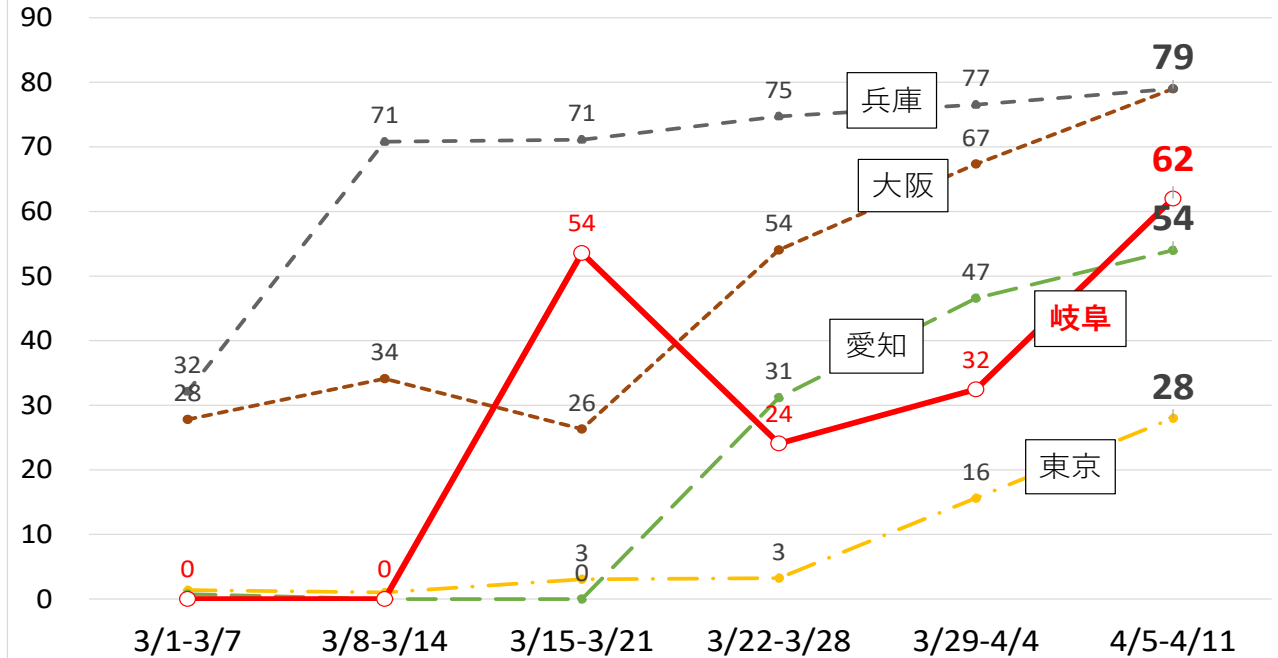


新規陽性者 入院者数 宿泊療養者数 自宅療養者数 退院者

(出典) 第31回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード (令和3年4月20日)

資料3

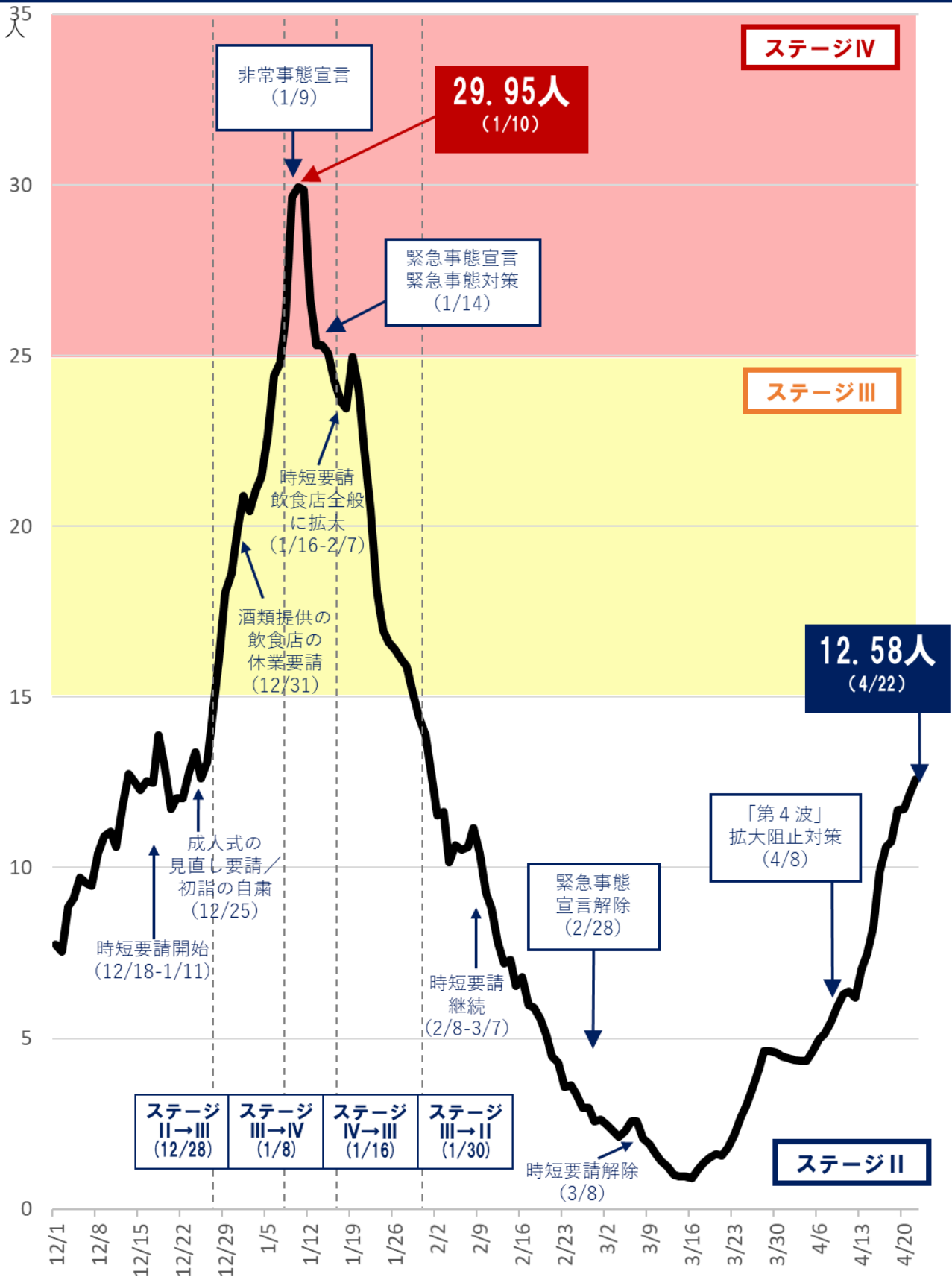
## 変異株陽性率 (東京、岐阜、愛知、大阪、兵庫)



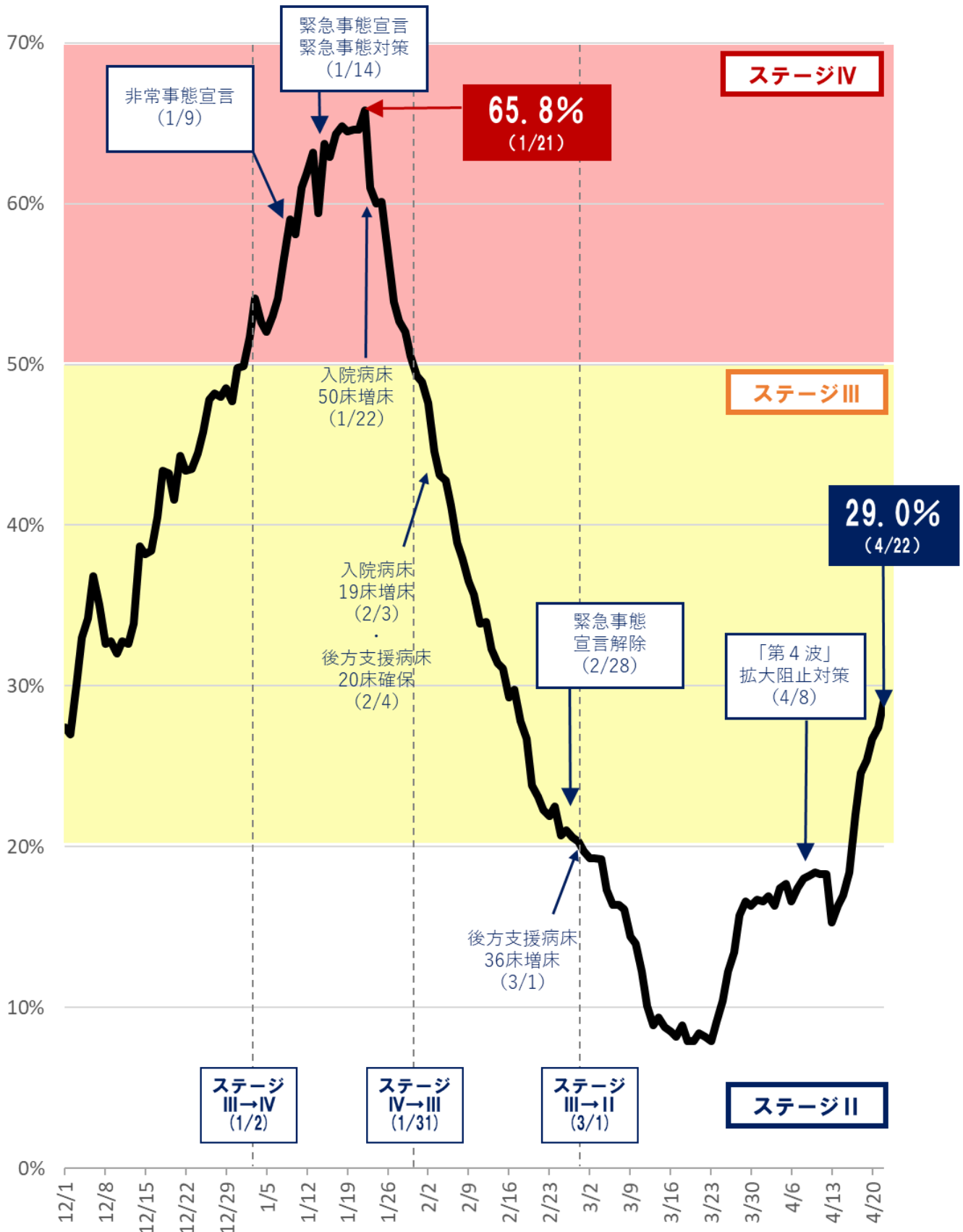
(出典) 厚生労働省「変異株「スクリーニング検査の実施状況(件数)」(速報値)4月19日

# 10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

資料4



# 病床使用率の推移と県の対策



## Ⅱ 若者も、高齢者も、新型コロナの脅威から逃れられない。

新型コロナウイルスは、高齢者にとっても、若者にとっても、大きな脅威です。

### <若者>

現在、若者に感染が広がっております。若者は、死亡率は低いものの、「倦怠感や脱力」、「睡眠障害」、「味覚障害」、「脱毛」といった後遺症に苦しむ例が国内外で多数報告されております。こうした後遺症は、「入院時の症状の重さに関わらず発症する」、「最初の発症から半年以上たっても継続している」といった例が多く報告されています。

「自分は若いから大丈夫」という考えではなく、自分の大事な家族を守り、何より自らが健康で楽しい人生を送るためにも、新型コロナウイルスに感染しないよう、感染リスクを認識した「新たな日常に応じた行動様式」が求められます。

### <高齢者>

第1波から第3波までの教訓からは、若者で感染が拡がり、それが家庭内、福祉施設などにおける感染拡大につながり、高齢者の感染割合が確実に上昇しております。現時点では、変異株陽性率の上昇に伴い、感染者が増加しているものの、感染者の5割程度が30代以下の方々です。これが高齢者にシフトすると、急激な病床のひっ迫を招き、深刻な状況となります。

また、新型コロナウイルスによる「死亡率」は、世界では「2.1%」、国内平均では「1.8%」、これに対し、県内では「2.3%」となっています。しかも、県内における「70代以上の高齢者の死亡率」は「13.8%」と、極めて高い水準となっています。

このような状況からみて、変異株陽性率の急上昇の中にある現在、若者から高齢者への感染を何としても断ち切らなければなりません。

### Ⅲ 大型連休は「密」になる機会を徹底的に避け、慎重な行動を！！

新型コロナウイルスは、人と人との接触が増せば増すだけ、感染拡大を引き起こす、非常に厄介な感染症です。そのため、県内外からの帰省やレジャーなど、人の流れが活発化し、またイベント等で「密」になる機会が増える大型連休における対策が極めて重要となります。

現在の感染の主な要因は「飲食」、「職場」、「家族」、「県外由来」、「外国人県民」と考えられます。本県はすでに「『第4波』拡大阻止対策」を実施していますが、来たるべき大型連休に向け、これらの要因への対策をさらに強化し、「オール岐阜」体制で速やかに実施しなければなりません。

県民の皆様におかれては、基本的な感染防止対策を徹底継続いただくとともに、大型連休期間中は、密になる機会を徹底的に避けるなど、慎重な行動をお願いいたします。

県としては、人の流れを抑制する観点から、感染拡大地域における飲食店等の営業時間短縮を要請するとともに、大型連休期間中の県主催スポーツ・文化等イベントについて、中止・延期、無観客開催とするなど、対策を進めてまいります。

加えて、検査体制の拡充、「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の充実といった「岐阜モデル」のさらなる強化と、「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進を継続してまいります。

さらに、こうした対策の実効性をより高いものとするため、「まん延防止等重点措置区域」への指定について、国に要請してまいります。

### Ⅳ 対策期間

これらの対策は、4月26日（月）から5月11日（火）までを対策期間とします。

しかしながら、「県感染症専門家会議」における専門的な知見を踏まえ、本県の感染状況についてさらなる措置が必要に至ったと総合的に判断した場合は、躊躇なく、追加的な措置を検討してまいります。

# 「第4波」非常事態対策

令和3年4月23日決定

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

実施期間：4月26日(月)～5月11日(火)

## 対策1 「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」(マスク、手指衛生、三密回避、体調の管理)の徹底継続』を。

**現在急増している変異株へも同じ対策で感染防止が可能です。**

- ・ 飛沫感染対策：マスク着用(「口が災いの元」。しっかりブロック)
- ・ 接触感染対策：手洗い(頻繁・丁寧に)
- ・ 人との距離確保：[フィジカル・ディスタンス(物理的距離)]
- ・ 三密(密閉・密集・密接)の場の徹底回避を。
- ・ 体調の異変(発熱など風邪症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさなど)を感じたら全ての行動(出勤、通学、会合など)をストップ。

これらのいずれかが守られていない場合に感染します。

改めて、こうした基本的対策の徹底継続を。

### (1) 昼夜を問わず、「飲食」「外出」「県をまたぐ移動」については、**慎重に判断**

- ・ 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。家族やパートナーであっても警戒を。大人数を避けて。
- ・ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、感染防止対策を十分実施している行先に、かつ、空いた時間と場所を選んで。
- ・ 「**県をまたぐ不要不急の移動**」は控える。県外在住のご家族や友人にも県民の皆様からお伝えを。
- ・ 特に、「**緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域**(関西、関東、愛知県など)への**不要不急の移動**」は**自粛・延期**(ビジネスも同様)。

## (2) 飲食店をはじめとして、感染防止対策を徹底

- ・ 飲食店等に対し、営業時間の短縮を、特措法第24条第9項に基づき要請。
- ・ 要請の実効性を高めるため、「まん延防止等重点措置実施区域」の指定を国に要請。

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象業種：①飲食店 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等</li> </ul> </li> <li>②遊興施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</li> </ul> </li> <li>・ 要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで<br/>(酒類の提供は11時から19時まで)</li> <li>・ 対象エリア：変異株や新規感染者の発生状況を勘案し、以下の9市<br/>岐阜市、大垣市、多治見市、関市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、</li> <li>・ 要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）</li> <li>・ 協力金：一日あたり以下の金額とする。<br/>1店舗あたり中小企業：2.5万円～7.5万円<br/>大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4<br/>(上限20万円。中小企業も選択可)</li> <li>※全期間時短を実施した場合のみ支払う。</li> <li>※ただし、27日及び28日からの開始についても認める。<br/>その場合の支給額は15日分ないしは14日分とする。</li> </ul> |
|---|

- ・ その他の業種に対しても、営業時間の短縮等の協力を依頼。

| 対象業種及び要請内容   |  |
|--|--|
| 対象業種   | 要請内容   |
| 運動施設、遊技場   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間の短縮<br/>5時から20時まで<br/>(酒類の提供は11時から19時まで)</li> <li>・ 人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下</li> </ul> |
| 劇場、観覧場、映画館又は演芸場  |  |
| 集会場又は公会堂、展示場   |  |
| 博物館、美術館又は図書館   |  |
| ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）  |  |
| 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けない施設）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業時間の短縮<br/>5時から20時まで<br/>(酒類の提供は11時から19時まで)</li> </ul>                                     |
| 1,000 m <sup>2</sup> を超える物品販売業を営む店舗（生活必需物資を除く。）  |  |
| 1,000 m <sup>2</sup> を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービス業を除く。）   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請期間：4月26日（月）から5月11日（火）まで（16日間）</li> <li>・ 対象エリア：飲食店等の対象エリアに同じ</li> </ul> |  |



- 飲食店における感染防止対策強化のため、**テーブルに設置するアクリル板購入等に対する（仮称）「飛沫感染対策補助金」**を創設。
- 店舗、集客施設、イベント等における「岐阜県感染警戒QRシステム」の更なる活用を促進。
- 「**ぎふコロナガード**」（感染対策を監視し、健康状態を確認する責任者）による各職場や店舗等における**業種別ガイドラインの再チェック**を実施。
- 行政による見回り調査を実施し、直接的に飲食店に対応を要請。

**【見回り調査について】**

対象店舗：県内全ての飲食店（約1万7千店舗）

実施主体：市町村と連携して実施

実施内容：飲食店が一定程度密集する地域を重点的に見回り実施

（パーティションの設置等感染防止対策の措置状況を確認）

- 各職場においては、出勤者7割、20時以降の勤務を抑制するなど具体的な対策を改めて徹底。
- テレワーク、ローテーション勤務の推進。
- 職場における「**ぎふコロナガード**」を活用した感染症防止対策の徹底。  
※ 特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分注意。

### (3) 大型連休の行事の感染防止対策を徹底

#### <商業施設>

- ・ 大規模小売店・商業施設における催物、バーゲンセールなどにおいては、人数制限を行うなど、**感染防止対策を徹底**。また、イベントを自粛。

#### <スポーツ大会>

- ・ 参加者は選手、役員及びチーム関係者のみとし、**原則無観客で実施**。
- ・ **プロリーグ戦**（Jリーグ、Bリーグ）については、国、県及び各リーグが定める人数制限、**感染対策を行ったうえで開催**。
- ・ **県有スポーツ施設の利用は原則20時までとする**。

#### <文化イベント等>

- ・ 県、指定管理者が主催するイベントは、原則として**中止又は延期**。
- ・ **県有施設の貸会議室・ホールの利用を原則20時までとする**。

#### <県営都市公園>

- ・ **大型連休期間中は、イベントは実施しない**。

#### <県有施設>

- ・ **開館時間は20時までとする**。

#### <飲食・カラオケ>

- ・ 帰省した同級生同士、親戚同士の大勢の会食は自粛。
- ・ 延期した「成人式」は、2次会を自粛するなど、**感染防止対策を徹底**。
- ・ 大学生のサークル活動の集まり、運動部の試合後や遠征時など、大人数になりやすい場面での飲食は自粛。
- ・ 「バーベキュー」は長時間飲食や深酒を誘引するため、**室内を含め自粛**。
- ・ **路上・公園などにおける集団での飲酒等の感染リスクが高い行動の禁止**。
- ・ **飛沫感染のリスクが高い「カラオケ」は、「マスク・カラオケ」を徹底**。これができない場合は自粛。

#### (4) 外国人県民向けの感染拡大防止対策の徹底

現在、外国人県民の感染者が急増し、4月の新規感染者に占める割合は2割を超える(21.7%:4/22時点)など、人口比率(総人口の約3%)からみても極めて高い水準にある。

外国人県民の方々は、集団で生活するケースが多いこと、出退勤の際に多人数で乗車するケースが多いこと、特有の文化や風習により人が集まりやすいことなどから、ひとたび感染が発生するとクラスター化しやすい傾向にある。感染状況に端を発する外国人差別や偏見を生まないためにも、以下の取組みにより感染防止対策を徹底する。

① 外国人パブ等での**予防的検査の対象を拡大。**

**4月下旬から、教会、日本語教室において、国のモニタリング検査を活用し、定期的な検査を実施。**

※ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市で事業を展開。

⇒加えて、**派遣事業者等と連携し、外国人県民を雇用する事業所への積極的な受検働きかけを実施。**

② 外国人県民が多い**集住市連絡会議**を開催するとともに、県と市町村による**(仮称)外国人県民感染対策チーム**を組織。

【チームの役割】

- i 外国人雇用企業や労働者派遣事業者等を直接訪問
- ii 就労者への注意喚起及び積極的な予防的検査受検を依頼

③ 県が**集住市の周辺市町(クラスター発生の市町等)**に直接訪問し、感染防止対策の徹底と具体的な手法を助言。

④ 教会等における岐阜県感染警戒QRシステムの活用を推進。

⑤ まん延防止等重点措置区域など感染拡大地域はもとより、県をまたぐ不要不急の移動や、友人同士、親戚同士の大勢での会食、バーベキュー等のイベントの自粛を改めて丁寧に注意喚起。

#### (5) 子育て世帯への生活支援

- ・ 感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給。

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 支給対象者 | : 低所得のひとり親世帯、その他低所得の子育て世帯 |
| 実施主体  | : 県、市町村                   |
| 給付額   | : 児童1人当たり一律5万円            |
| 財源    | : 国 10/10                 |

## 対策2 医療・福祉対策

### (1) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施等

#### ①福祉入所施設での予防的検査の対象拡大

- ・ 昨年度「福祉入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を岐阜市と連携して実施済み。
  - ※3月末までに129施設、3,437人実施済み
- ⇒4月上旬から、人口当たり感染者数上位10市町で行政検査として開始。
  - ※約500施設 約11,000人
- ⇒残り32市町村は、4月中旬から検査開始。
  - ※約700施設 約18,000人
- ・ 高齢者施設等で感染が発生した場合における専門家の派遣、検査等による感染制御の徹底。

#### ②外国人パブ等での予防的検査の対象拡大【再掲】

- ・ 4月下旬から、教会、日本語教室において、国のモニタリング検査を活用し、定期的な検査を実施。
  - ※ 人口当たりの外国人県民の割合が多い大垣市、美濃加茂市及び可児市で事業を展開。
- ⇒加えて、派遣事業者等と連携し、外国人県民を雇用する事業所への積極的な受検働きかけを実施。

### ③国と連携したモニタリング検査の実施（国・県事業）

- ・ 国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施。

#### 【本県の状況】

##### i 「スポット配布型」

- ・ 県有施設、鉄道主要駅、ショッピングモール等、人出の多い場所を実施（3月4日より開始）

##### ii 「団体検査型」

- ・ 運動部の活発な学校、外国人県民の参加する日本語学校、企業等で実施（3月23日より開始）

#### 【実績】

- ・ 4月22日までに3,611件実施（うち陽性疑い2例）

### （2）機動的検査の実施

- ・ 歓楽街等で陽性者が出た場合、周辺と同業態の店舗に対し予防的PCR検査を「機動的検査」として実施。

### （3）変異株への対応

- ・ 変異株を確認するため、検査頻度を上げたスクリーニングを徹底。
- ・ 上記スクリーニング後、国立感染症研究所で遺伝子解析し、変異株を確定しているが、時間を要するため、県で遺伝子解析できる「次世代シーケンサー（分析機器）」の早期導入を図る。

### （4）検査能力の充実

- ・ 「cobas8800（全自動遺伝子検査装置）」を県保健環境研究所において5月中旬より稼働開始。
- ・ 稼働後の合計検査体制 12,790件/日→13,570件/日
- ・ 変異株スクリーニングに際し、県で遺伝子解析できる「次世代シーケンサー（分析機器）」の早期導入を図る。（再掲）

## **(5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化**

第3波における一日当たり最大感染者数の2倍程度になっても「自宅療養者ゼロ」を堅持できるよう、「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直し、早急に1,500床確保を目指す。

### **①病床・宿泊療養施設の拡充（現在1,235床→1,510床）**

#### **i 病床（現在694床）**

- ・ 各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。（+45床）

#### **ii 宿泊療養施設（現在541床）**

- ・ 新たな宿泊療養施設の確保を進める。（+230床程度）

### **②後方支援病床の確保、運用（現在56床→109床増床済）**

- ・ 退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」を増床。（53床増床済）
- ・ 後方支援病床のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進。

## **(6) 大型連休中の医療提供体制**

- ・ 大型連休中も、新型コロナウイルス感染症に係る医療・検査体制を継続。

## **(7) 「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進**

- ・ 市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」で「ワクチン接種推進協議会」及び「ワクチン供給調整本部」を設置し、ワクチン供給の基本的考え方や、医療従事者、市町村へのワクチン供給に関する方針を決定。

# まん延防止等重点措置区域の 指定を受けて

令和3年5月7日決定  
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県では、「第4波」の感染拡大を受け、4月23日に『第4波』非常事態宣言」を発出し、「非常事態対策」を実行してまいりました。

対策の一環として、4月28日には、国に対して「まん延防止等重点措置」区域への指定を要請し、本日、特措法第31条の4の規定に基づく指定を受けたところです。

これを受け、本県としては、既に実施している飲食店等への営業時間の短縮要請の対象である16市町を、今回改めて重点措置を講じるべき区域としました。そして、「飲食」、「若者の行動」「外国人県民」などを中心に法の裏付けを得て対策を強化してまいります。

一方、本日の新規感染者数は過去最高の130人に上り、10万人あたりの新規感染者数（7日間移動合計）は26,88人、国基準でいうステージIV（25人以上）の水準に達し、病床使用率も、明日にはステージIV（50%以上）となる大変厳しい状況です。

このような状況が改善されず、仮に、今後、毎日新規感染者が100人規模で推移すると、10日ないし半月の間にも本県のコロナ病床がすべて埋まってしまい、本県が掲げる「自宅療養者ゼロ」が困難になる深刻な事態に陥ります。

このため、5月9日から5月31日までを対策期間とし、引き続き、医療提供・検査体制の強化を図るとともに、期間終了時には1日あたり新規感染者50人を切る程度となるよう、全ての県民の皆様とともに、「オール岐阜」で全力をあげて以下のまん延防止対策を追加して進めてまいります。

しかしながら、本県の感染状況が、さらに悪化した場合は、休業要請など、人の行動の抑制につながるよう一段と強力な追加策を検討してまいります。

県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 対策1 飲食対策

### 【飲食店等向け】

- (1) 飲食店等に対する営業時間の短縮要請 法第31条の6第1項  
協力金の支給にあたっては以下を要件とする
- ・ 終日、酒類の提供を行わないこと
  - ・ カラオケ設備の利用自粛

対象期間：5月9日（日）から5月31日（月）まで（23日間）

※ただし、9日～11日は猶予期間とする。

要請内容：飲食店等の営業時間の短縮 5時から20時まで

対象エリア：岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、養老町、北方町（計16市町）

協力金：一日あたり以下の金額とする。※全期間時短を実施した場合のみ

1店舗あたり中小企業：3万円～10万円

大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4

（上限20万円。中小企業も選択可）

- (2) 時短要請対象区域内全ての飲食店等に対し、酒類の提供を行わないよう要請 法第31条の6第1項
- (3) カラオケ設備を有する県内全ての店舗において、利用自粛を要請 法第24条第9項 法第31条の6第1項
- (4) 行政による飲食店の見回り調査を強化し、上記(1)～(3)の要請への協力やアクリル板の設置等、感染防止対策を徹底
- (5) 対策により大きな影響を受けた中小法人・個人事業者等に対する支援制度（国において準備中）

### 【県民向け】

- (6) 感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用自粛要請

法第24条第9項 第31条の6第2項

- (7) 自宅を含めて、大人数・長時間での飲酒の自粛要請
- (8) 河川敷等におけるバーベキューの自粛要請（河川敷等への進入路を閉鎖）



## 対策2 外出移動の自粛（特に若者）

- (1) 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛 法第24条第9項
- (2) 愛知県をはじめ、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域との往来自粛
- (3) 電車やバスなどの交通事業者に対して、乗車時のマスク着用の徹底を依頼

## 対策3 イベント等の開催制限

- (1) イベント等の催事については、以下のとおり主催者に対して要請 法第24条第9項
  - ・ 収容率について、大声での歓声・声援がある場合50%以内
  - ・ 参加人数について、5,000人を上限
- (2) 県、市町村、指定管理者主催の5月末までのイベントについて、見直し

## 対策4 外国人県民向けの感染防止対策

- (1) 外国人パブ、教会、日本語教室、外国人県民を雇用する事業所への予防的検査の積極的な実施

## 対策5 教育現場における感染防止対策

- (1) 部活動、課外活動の制限、学校における遠隔授業等の推進について検討

## 対策6 高齢者向けワクチンの優先接種

- (1) 市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」体制で、高齢者のワクチン接種を7月末までに実施
- (2) 市町村と協調し、時間外・休日におけるワクチン接種に対する医療関係機関への協力金の創設と接種費用の上乗せを検討

## 対策7 広報

- (1) 動画などによる感染防止対策の積極的な啓発

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間の延長及びまん延防止等重点措置の公示が行われたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、改めて感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡  
令和3年5月7日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の期間が5月31日まで延長されるとともに、愛知県及び福岡県を対象区域として5月12日から5月31日までを期間とし新たに緊急事態宣言が行われました。また、既にまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）とされていた埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県の措置期間が5月31日まで延長されるとともに、5月9日から5月31日までを期間として北海道、岐阜県及び三重県が新たに重点措置区域とされ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）が改訂されました。

各学校等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をいう。以下同じ。）及び設置者におかれては、改訂された基本的対処方針等に基づくとともに、下記に御留意の上、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いいたします。

## 記

### 1 . 感染症対策の徹底

現在、懸念される変異株の感染者数が増加傾向にあり、各地で変異株の感染者割合が上昇するとともに、急速に従来株から変異株への置き換わりが進みつつある状況にあります。また、感染力の強い変異株の拡大により、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されております。このような感染状況に鑑み、例えば、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことを徹底することや屋外においても十分な感染症対策を講じていただくことなど、各学校等及びその設置者におかれては以下の通知等も踏まえ、感染症対策を一層徹底いただきたいこと。

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)

[https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210108-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえ た小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年4月23日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

[https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt\\_kouhou02-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210423-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf)

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (令和3年4月28日 Ver. 6 )

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

### 2 . 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところですが、一部の部活動で、練習や試合、又はそれに付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが複数発生しているところです。

こうした不十分な対策による感染拡大の事案が今後も発生すれば、他の地域や学校等の部活動や大会の実施にも影響を与えかねないこととなります。

このことも踏まえ、緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に属する地域における部活動の実施に当たっては、感染状況に応じて、別紙に示す具体例をもとに、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底していただきたいこと。

### 3 . 学校教育活動の継続

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが重要であること。

また、感染不安などを理由とした地域一斉の臨時休業については、子供の学びの保

障や心身への影響、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があること。特に、小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることも踏まえれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点からも、地域一斉の臨時休業は避けるべきであること。

#### 4 . 変更後の対処方針

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/kihon\\_r\\_030507.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030507.pdf)

(学校の取扱いに係る記載)

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (3) まん延防止

##### 7) 学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03 - 5253 - 4111(内2918)

## 部活動の「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」の制限等について

緊急事態宣言の対象区域及び重点措置区域に所在する各学校においては、以下に示す事項について、改めて確認いただくとともに、部活動中における感染リスクの高い活動等の制限のみに限らず、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、学校全体として一層の感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

### < 感染リスクの高い活動等の制限等 >

- 近距離で組み合うことが主体となる活動や身体接触を伴う活動，大きな発声や激しい呼気を伴う活動などを一時的に制限する。
- 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わない。
- 用具等については、不必要に使いまわしをしないとともに、こまめに消毒する。
- 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限する。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。

### < 部活動に付随する場面での対策の徹底 >

- 部活動終了後に、車座になって飲み物を飲みながら会話したり、食事を行ったりした際に感染が広がることを防ぐため、部活動前後での集団での飲食は控えるとともに、人との接触を避ける観点から、部活動終了後はすみやかな帰宅を促す。
- 部室、更衣室、ロッカールーム等の共用エリアを使用する場合には、短時間の利用とし、一斉に利用することは避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行う。
- 寮や寄宿舎は集団生活を行う場であり、共用施設なども多く、大人数が日常生活を送る場であることから、密になる環境が形成されやすいため、平時から健康管理や感染症対策、感染症発生時の対応について学校医や関係機関と検討し、十分な注意を持って用意しておく。

### < 学校全体としての取組 >

- 活動を認めるに当たって部活動から学校への活動計画書等の提出を求めるなど学校として感染対策を確認する。
- 部活動に参加する者が感染した場合に感染の拡大を防ぐため、連絡体制や対応手順を再確認する。
- 部活動に参加する者自身による日常的な検温や体調管理などの健康観察の励行を強化し、発熱等の症状がある生徒等は活動への参加を控えるよう周知徹底を図る。